最終更新日：2015年12月18日

アートグリーン株式会社
代表取締役社長 田中　豊
問合せ先：03-6823-5926
証券コード：3419
http://www.artgreen.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員、地域社会等といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレートガバナンス体制の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
田中　豊	716,000	65.69
根本　和典	84,000	7.71
株式会社i879	48,000	4.40
芝田　新一郎	20,000	1.83
堀　威夫	18,000	1.65
伊藤　正之	4,000	0.37

支配株主（親会社を除く）の有無	田中　豊
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般株主との利益相反を回避するという原則に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容および条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当は、監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。監査役と会計監査人は、定期的な面談により当社固有の問題点等の情報の共有化を図っており、期末監査等への立ち会いも行っております。また、監査役と内部監査担当は、日常的に連携を行っており、内部監査の方法・結果等について随時、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横田　孝	他の会社の出身者													
山田　孝雄	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田　孝	○	――	社外監査役に選定した理由は、役員としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と監査役監査の実効性を確保することが期待できたためであります。 また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に選定いたしました。
山田　孝雄		――	長年の金融機関での勤務経験で培われた知識や経験を経営の監督に活かして頂くことが期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

今後、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を図るため、社外取締役を選任し、独立役員とすることを検討しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対し、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、報酬の総額については、有価証券報告書及び事業報告に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬総額を決定しております。各役員の報酬額については、それぞれ取締役会及び監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、管理部が行っており、取締役会の議案について事前配布を行っております。また、必要に応じて事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定されている株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。
取締役会は4名の取締役で構成され、毎月1回の定例取締役会の他、必要により適宜開催しております。取締役会では、当社経営の意思決定機関として、取締役の職務執行の監督、及び法令・定款・取締役会規程に定められた事項の決議ならびに報告をしております。
監査役会は、監査役3名(うち2名が社外監査役)で構成され、毎月1回の定例監査役会の他、必要により適宜開催しております。監査役3名は、原則として全員が取締役会に出席して意思決定の過程を確認し、必要に応じて意見の表明を行い、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役を含めた2名を社外監査役とすることで、経営監視機能を強化しております。現状のコーポレートガバナンスの体制によって、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすことができると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であり、定時株主総会は集中日ではない1月の開催となります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「株主、投資家、お客様、従業員等のステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を、公平かつ適時・適切に提供すること」を基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会の実施を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後の決算説明会の開催を計画してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIRサイトを開設し、決算短信等の適時開示資料、有価証券報告書等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の透明性、公平性を確保し、正確で迅速かつ公平な情報開示を行うべく、体制の充実を図っていく予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、お客様、従業員等のステークホルダーへの適切な開示を会社の重要事項として認識しており、適時開示とともに当社のホームページでの掲示や説明会の実施を通じての情報提供に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年1月15日の取締役会において内部統制基本方針を定める決議を行っており、概要は次のとおりです。

a.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a)コンプライアンス基本規程や経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。また、その徹底を図るため、当社のコンプライアンス体制の確立に関する事項を所轄する部署を管理部とし、管理部を中心に役職員教育等を行います。

(b)内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとします。

c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

(b)情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化ならびに個人情報の保護に努めます。

d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。

(b)「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にします。

e.当社における業務の適正を確保するための体制

・事業の部門別に責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、管理部がこれらを横断的に推進し、管理します。

f.監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

g.取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

・取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備します。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によります。

h.財務報告の信頼性を確保するための体制

・内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。

i.反社会的勢力との関係断絶

(a)反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消します。なお、当社取締役及び使用人で、新規に取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始します。

(b)管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行います。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図ります。

(c)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。部門長会議をはじめとする当社の主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力対応部署は管理部、その責任者は管理部長と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部管理体制の更なる強化・充実に努めてまいります。

【模式図(参考資料)】

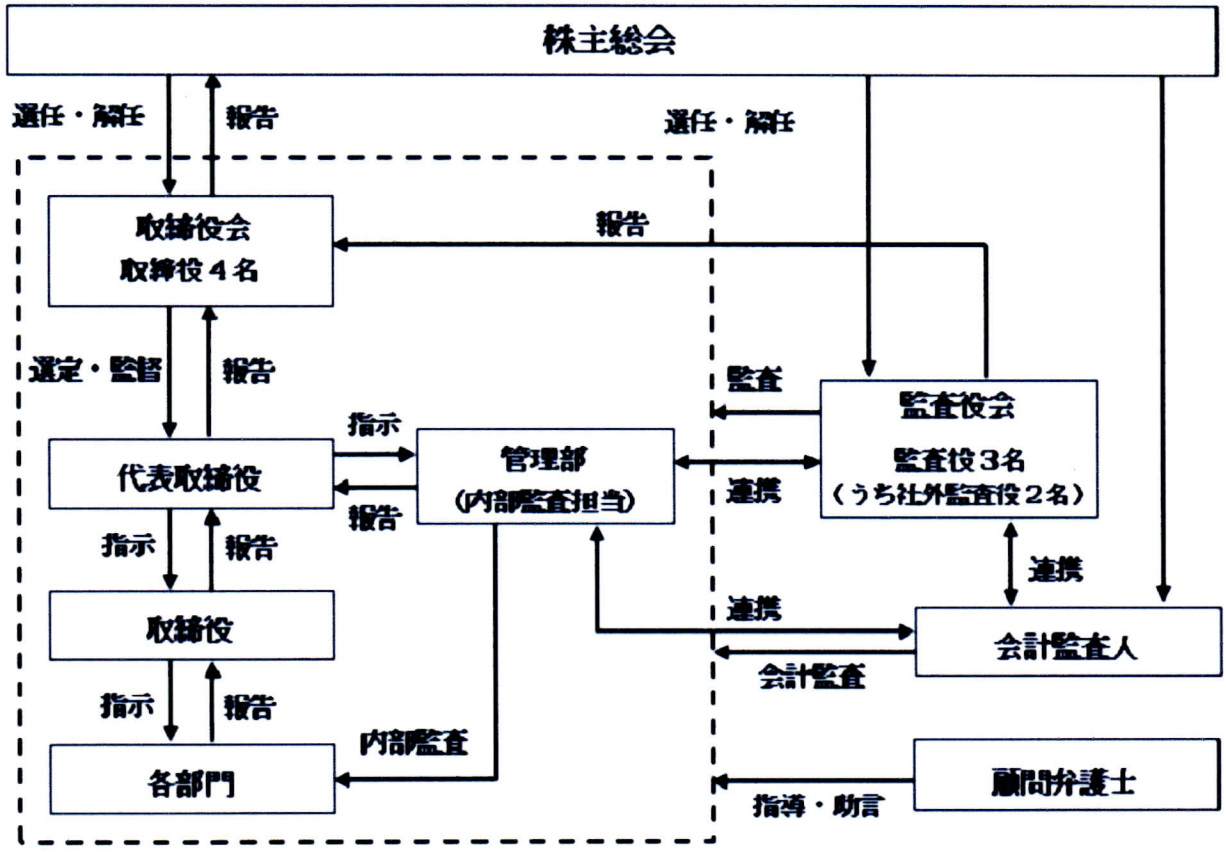

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実に関する情報＞

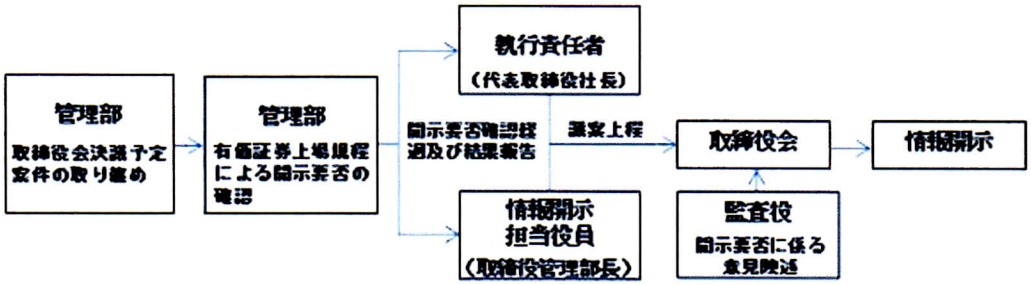

＜決算に関する情報＞

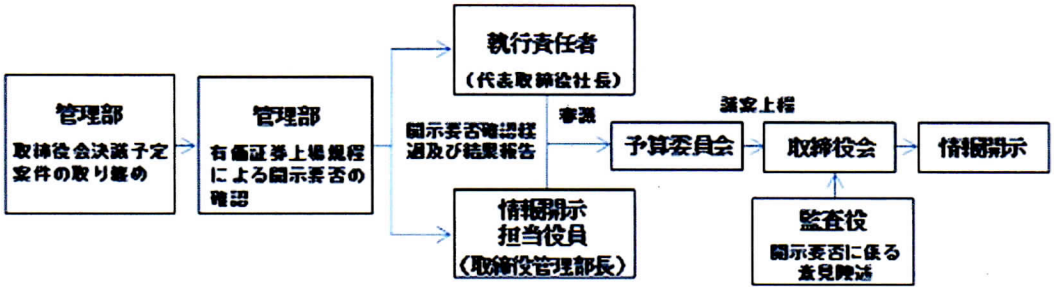

＜発生事実に関する情報＞

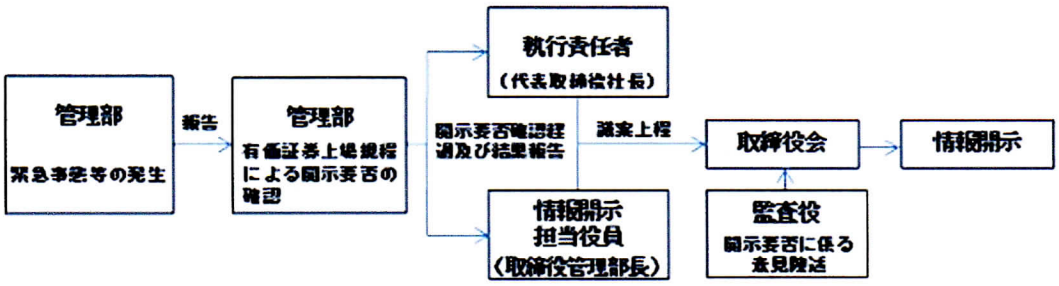

注）迅速かつ適切な適時開示を行うため、取締役会を経ずに代表取締役社長の判断にて開示を行うことがあります。